

川崎市産業廃棄物処理指導計画改定支援業務委託 募集要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

川崎市産業廃棄物処理指導計画改定支援業務委託

(2) 業務内容

ア 目的

本市では、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、川崎市産業廃棄物処理指導計画（以下「計画」という。）を平成3年度から5ヵ年ごとに策定し、様々な施策を推進してきました。

近年の産業廃棄物を巡っては、従来の適正処理の推進に加えて、廃プラスチック類の問題や脱炭素化等の課題により一層取り組む必要があり、長期的視点で本市の産業廃棄物行政の方向性を示すとともに、市民にも開かれた計画の策定が求められています。

本業務は、現行の計画が令和7（2025）年度に終了することを受け、本市における産業廃棄物の発生、処理状況等を調査・解析し、当該調査結果を基に、新規計画の骨子案の作成等を行うものです。

イ 業務概要（※業務内容の詳細は、別紙仕様書参照。）

(ア) 川崎市産業廃棄物実態調査報告書の作成

次の調査等を実施し、令和5（2023）年度における本市内の産業廃棄物の発生量や処理状況等を取りまとめる。

a 川崎市産業廃棄物実態調査（以下「実態調査」という。）

実態調査票の設計や調査対象者属性及び調査手法の整理を行い、令和5（2023）年度における本市内の産業廃棄物の発生及び処理状況に関して実態把握を行う。

b 拡大推計等

aの結果を踏まえ、廃棄物の発生及び処理状況について拡大推計及び将来推計を行う。なお、推計にあたっては、産業廃棄物行政を巡る国内外の最新の動向も考慮した解析を行う。

c 既存資料調査

過去に本市が実施した実態調査のほか、神奈川県や他都市が実施した調査結果等を基に、産業廃棄物の発生及び処理状況等の変化等を解析する。

(イ) 計画改定に係る支援業務

実態調査の結果の解析を行い、本市における産業廃棄物の発生状況及び処理状況の特徴や課題などを抽出し、新規計画の骨子案作成の支援を行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7（2025）年3月14日（金）まで

(4) 委託金額の上限

10,996,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の条件を全て満たす必要があります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中で

ないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 本業務委託の企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）の開催時に、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「20 調査・測定」に登録されていること。
- (4) 過去5年間に於いて、本業務に類似した業務の契約実績を有すること。

3 参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次により参加意向申出書（様式1）及び参加要件(4)類似の契約実績を証する書類（書式任意）を提出してください。

(1) 配布及び提出場所

「12 各種書類提出先・問い合わせ先」に記載の窓口

※参加意向申出書（様式1）は、川崎市ホームページからのダウンロードも可能です。

(2) 配布期間

令和6年1月23日（火）から令和6年2月6日（火）正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

(4) 提出期限

令和6年2月6日（火）正午まで（必着）

4 提案資格確認結果通知書の交付

3の参加意向申出書（様式1）を提出した事業者には、令和6年2月9日（金）までに提案資格確認結果通知書を参加意向申出書に記載された電子メールアドレス宛てに送付します。

5 企画提案書等に関する質問の受付について

(1) 受付期間

令和6年2月13日（火）から令和6年2月16日（金）正午まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより質問書（様式2）を提出してください。

(3) 提出先

廃棄物指導課：30haiki@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

令和6年2月22日（木）までに、全ての提案者に対して電子メールにて送付します。

6 企画提案書等の提出

企画提案書、見積書等を次のとおり提出してください。

(1) 企画提案書

ア 提案内容

(ア) 産業廃棄物行政に対する提案者の考え方や今回の業務に対する取組の基本姿勢

(イ) 今後10年間の本市の産業廃棄物行政の在り方も含めた新たな川崎市産業廃棄物処理指導計画の骨子作成に向けた提案及び本市の計画策定過程に対する支援の方策に関する事項

- (ウ) 市内の産業廃棄物の発生状況及び処理状況の特徴や課題などの抽出と将来予測に関する事項
- (エ) 産業廃棄物実態調査の進め方及びデータの分析に関する事項
- (オ) 国内外の産業廃棄物行政を巡る動向についての情報収集の方法
- (カ) 本委託業務の推進体制
- (キ) (イ)及び(ウ)については、業務を進めるにあたり重要視する点、大まかなスケジュール、成果のイメージを含む内容としてください。また、その他アピールしたい内容について、提案書に盛り込んでください。
- イ 書式、部数等
 - (ア) 書式
任意です。ただし、企画提案書内に社名を入れないでください。
 - (イ) 枚数等
A4サイズで、片面10枚以内（表紙は含まず。）とします。
 - (ウ) 部数
10部提出してください。
- (2) 見積書
 - ア 内容
見積額とその積算根拠を示すこと。
- イ 書式、部数等
 - (ア) 書式
任意です。
 - (イ) 枚数等
A4サイズで、枚数は任意です。
 - (ウ) 部数
1部提出してください。
- (3) 提出場所
「12 各種書類提出先・問い合わせ先」に記載の窓口
- (4) 提出方法
持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）
- (5) 提出期限
令和6年3月8日（金）正午まで（必着）

7 評価委員会の開催

- (1) 実施日程
令和6年3月21日（木）を予定しています。場所、時刻等の詳細は別途連絡します。
- (2) 内容
企画提案書等について、ヒアリングを実施し、委員による評価を行います。なお、ヒアリングは、15分以内（プレゼンテーション10分、質疑応答5分）とします。
- (3) 評価基準
提出していただいた企画提案書等により、以下のアからオの項目で評価を行います。
 - ア 企画作成力・企画視点（5点）

本市の産業廃棄物行政に関する取組内容を理解し、本業務の目標達成に向けた具体的かつ魅力的な提案が示されているか。幅広い視点を持ち、かつわかりやすい提案であるか。

イ 企画専門的知識・実現性（５点）

専門的知識に基づいた提案であるか（最新の産業廃棄物行政を巡る動向を踏まえているか）。また、提案は実現性があるか。

ウ 業務体制（５点）

業務を実施するための産業廃棄物行政に精通したスタッフが確保されているか。また、本業務と類似性の高い業務実績を有しているか。

エ 業務への積極性（５点）

業務に対して意欲的に取り組む姿勢があるか。

オ 企画内容と見積額の整合性（５点）

企画内容と見積額との整合が取れているか。

※ ア及びイの評価項目は、点数を２倍にして集計します。

(4) 順位の決定方法

出席委員の評価点の合計により順位を決定します。ただし、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考過程により最終順位を確定します。

ア 「ア 企画作成力・企画視点」、「イ 企画専門的知識・実現性」及び「ウ 業務体制」の合計点が最も高い業者

イ アに該当する業者が複数あった場合には、委員の協議により順位を決定します。

8 評価結果の通知

評価結果は、令和６年３月下旬頃に、全ての業者に電子メールにて通知します。

9 提案資格の喪失

本業務委託について、提案資格を有するとの確認通知を受けた者が、提案資格確認結果通知後において、次のいずれかに該当するときは、本契約に係る提案を行うことができないものとし、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に、「２ プロポーザル参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。

10 その他

- (1) 応募が１社の場合であっても評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。
- (2) 評価委員会において受託予定者と特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。なお、受託者は、契約書の作成する必要があります。
- (3) 契約保証金は、川崎市契約規則第３３条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は、契約金額の１０パーセントを納付する必要があります。
- (4) 書類作成及び提出に伴う費用は、提案者の負担とします。
- (5) 提出いただいた提案書等は、返却しません。

- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、「12 各種書類提出先・問い合わせ先」です。
- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (8) 本件の募集に関しては、事情により取りやめる場合があります。
- (9) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 6 年 3 月頃）を要します。

(10) 応募の辞退

「4 提案資格確認結果通知書」の交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届（様式 3）を「12 各種書類提出先・問い合わせ先」に記載の窓口へ、持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）で、令和 6 年 2 月 16 日（金）正午まで（必着）に提出してください。

11 各種書類提出先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 20 階
川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課
担当：小澤、杉尾
午前 9 時～午後 5 時（閉庁日及び正午～午後 1 時を除く。）
電話 044-200-2581
電子メール 30haiki@city.kawasaki.jp